

越谷市生成AIサービス提供等業務公募型プロポーザル開催要領

1 業務概要

(1) 業務名

- ①越谷市生成AIサービス提供業務
- ②越谷市生成AIサービス研修業務委託

(2) 履行場所

越谷市役所

(3) 内容

この取り組みの目的は、生成AIの安全な利用を実現し、行政業務の効率化とサービス向上を図ることです。具体的には、LGWAN接続環境から利用できるサービスを導入することで、職員の文書作成の負担を軽減し、より戦略的な業務に集中できる体制を構築することを目指しています。

本件では、生成AIサービス提供および導入時の操作研修の2つの契約について、プロポーザルを実施するものです。

(4) 履行予定期間

- ①契約締結日から令和7年（2025年）3月31日
 - ②契約締結日から令和6年（2024年）10月31日
- ※研修会の実施は令和6年9月を想定

(5) 契約限度額

予定契約期間の各契約における予算の上限金額は、次のとおりとする。

- ①サービス使用料 792,000円
- ②研修業務委託料 2,700,000円

※消費税及び地方消費税を含めた総額。

2 選考会に参加できる者の形態

単体とする。

3 参加に必要な級別格付等の条件

参加に必要な条件は次のとおりとする。

- (1) 令和6年度越谷市物品等入札参加資格者の登録があるもの。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

- (2) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指

名停止等の措置要綱(平成30年告示第349号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成9年告示第8号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱(平成26年告示第202号)に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本プロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5 想定スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは表1に示すとおり。

表1 想定スケジュール

区分		項目	日時又は期間
(1)	参加申込書等提出	実施要領の公表	令和6年6月14日（金）
		質問の受付	令和6年6月14日（金）から 令和6年6月20日（木）まで
		質問の回答	令和6年6月25日（火）
		参加申込書及び企画提案書類の受付	令和6年6月26日（水）から 令和6年7月 3日（水）まで
(2)	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリング日程の通知	詳細については別途通知する
		プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和6年7月10日（水）から 7月16日（火）のいずれか
		審査結果の公表	令和6年7月24日（水）
		契約締結	令和6年7月下旬から8月中旬頃

6 選考方法

越谷市生成AI サービス提供等業務公募型プロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、選定委員が表2に示す評価表に基づき評価、採点を行い、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者を最優秀者とし、委託予定業者とする。ただし、合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者の内で価格が最も低い参加者を予定業者とする。さらに、価格について同価格であった場合は越谷市契約規則に基づいて予定業者を決定する。また、全ての参加者から適切な提案がない場合（下記の評価表にある評価項目の合計配点の60%未満）には、候補者として選定せず、プロポーザルの手続きを中止する。

表 2 評価表

N0.	評価項目	配点	着眼点
(1)	機能要件	30点	・仕様書の必須条件を満たしているか。 ・仕様書の提案事項を満たしているか。 【例】 RAG等の機能 機密情報が入力できない等 管理者にてログ取得や用途確認可能 事務削減時間の産出量が確認可能か
	非機能要件	15点	・仕様書の必須条件を満たしているか。 ・仕様書の提案事項を満たしているか。 【例】 可用性、使用性、性能・拡張性、保守性等を高める独自の提案があるか 管理者からの問い合わせ窓口の設置
(2)	研修	15点	・推進体制について (講師の経験、人数、現地・オンライン等) ・研修内容について (内容の方向性が明確か、具体的な事例を交えた実践的な内容か等)
(3)	実施体制、業務実績	10点	・実施体制について (実施体制、市とのコミュニケーション体制等) ・実績について (他の自治体の導入実績等)
(4)	見積金額	30点	・下記の見積もり金額の評価 $\text{見積提示金額（総額・税込）} \times \frac{30 - \{ (\text{見積額} - \text{契約限度額}) \times 70\% \}}{\text{契約限度額}} \times 100$
	合計	100点	

7 開催要領等の配布

(1) 配布開始日

令和6年6月14日（金）

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

(3) 資料名

- ・越谷市生成 AI サービス提供等業務公募型プロポーザル開催要領
- ・仕様書
 - ①越谷市生成 AI サービス提供業務
 - ②越谷市生成 AI サービス研修業務委託
- ・様式1_参加申込書
- ・様式2_質問書
- ・様式3_実施体制、業務実績
- ・様式4_提案価格書
- ・様式5_提案内訳書

8 担当課・連絡先

担 当：越谷市 市長公室行政デジタル推進課 亨・浦野・川井

所 在：343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

T E L：048-963-9116

E-mail：dejitaru@city.koshigaya.lg.jp

9 質疑方法

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 質疑期間 | 令和6年6月20日（木）17時00分まで |
| (2) 質疑方法 | 電子メール |
| (3) 提出書類 | 様式2_質問書 |
| (4) 回答日時 | 令和6年6月25日（火） |
| (5) 回答方法 | 越谷市ホームページにて公開 |

10 提出書類

(1) 参加申込

- | | |
|--------|---------------------|
| ① 提出期限 | 令和6年7月3日（水）17時00分まで |
| ② 提出場所 | 行政デジタル推進課 |
| ③ 提出方法 | 郵送又は持参 |
| ④ 提出書類 | 様式1_参加申込書 |

(2) 企画提案関係書類

① 提出期限 令和6年7月3日（水）17時00分まで

② 提出場所 行政デジタル推進課

③ 提出方法 郵送又は持参

④ 提出書類

- ・ 企画提案書 紙媒体10部 及び
電磁記録媒体（CD-R又はDVD-R） 1部
- ・ 提案価格書 1部
- ・ 提案内訳書 1部

(3) 提出書類の作成にあたって

① 企画提案書必要記載事項及び構成

- ・ 企画提案書は以下に示す項目及び項番に従って記載すること。

1. 越谷市生成AIサービス提供業務仕様書に関する提案

(1)機能要件

- ①必須要件
- ②提案事項
- ③その他提案事項

(2)非機能要件

- ①必須要件
- ②提案事項
- ③その他提案事項

2. 越谷市生成AIサービス研修業務委託仕様書に関する提案

3. 実施体制に関する提案（様式3_実施体制、業務実績）

- ・ 企画提案書の表紙には業務名、企業名を記載すること。提案者の情報として、企画提案書の表紙等、適宜の箇所に提案者所在地、企画提案書・提出に関する連絡担当者名、連絡担当者の所属部署名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- ・ 企画提案書には、目次及び章単位のページ番号を付すこと。
- ・ 企画提案書は、A4判（書式自由）を基本とし、Word、Excel又はPowerPointを使用すること。ただし、様式の指定がある項目については当該様式を使用すること。
- ・ 電磁記録媒体による提出については、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、納品物に不正なプログラムが混入することのないよう、適切に処置すること。

② 見積書作成に係る注意事項

- ・ 契約限度額の範囲を超える見積書を提出した場合は選考会への参加を無効

とし、失格とする。

- ・様式4_提案価格書の見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ・様式4_提案価格書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。
- ・様式5_提案内訳書には、①越谷市生成AIサービス提供業務、②越谷市生成AIサービス研修業務委託のそれぞれの見積金額（税込）を記載すること。必ず見積った金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。様式4_提案価格書の提案価格の金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること。
- ・見積明細書の様式は問わない。
- ・見積書、見積明細書は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。
- ・見積書については、業務ごとに提出すること。

11 プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 日時

令和6年7月10日（水）から7月16日（火）のいずれか。詳細時刻は別途通知する。

(2) 会場

越谷市役所内会議室

(3) 機器

会場にはプレゼンテーション用プロジェクタ及びスクリーンは用意する。

(4) プレゼンテーション留意事項

- ① 原則非公開で行うものとする。
- ② 説明者は、当該業務への配置を予定する者の参加を必須とし、5名以内とする。なお、Web会議システムを使用したプレゼンテーションの実施も可能とする。ただし、会場に設置された機器への接続・設定は本選考会の参加者により行うものとする。よって、Web会議システムを使用したプレゼンテーションを行う場合も、機器への接続・設定を行う機器設営要員を会場に1名以上配置すること。なお、機器設営要員は説明者でなくても良いものとする。
- ③ 説明は提案書に記載した内容に限る。
- ④ プレゼンテーションには、提出した提案資料の拡大パネル（A1判）、パワー

ポイント等によるスライド又はその両方を使用することができる。なお、原則として、提出した提案資料に加筆することはできないものとするが、パワーポイント等を使用するため、編集を行うことは可とする。

- ⑤ 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとする。
- ⑥ プレゼンテーション当日は、提案書に基づくプレゼンテーション60分、質疑応答30分を想定している。

12 結果の公表

審査結果は、越谷市ホームページで公表する。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

13 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議し、契約限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

14 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (3) 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合。
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合。
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合。
- (8) 審査結果の通知までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合。
- (9) その他選定委員会が不適合と認める場合。

15 その他

- (1) 参加申し込み後に辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、令和6年7月3日（水）までに事務局まで、持参、郵送又はメールにて連絡すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

- (2) 参加申込書、企画提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査への参加費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。
また、提出資料に記入した配置予定者を原則として変更することはできない。
ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、
同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ越谷市から承諾を得るものとする。
- (4) 提出資料の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
 - ② 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は複写等）することができるものとする。
 - ③ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 選考委員による審査結果は越谷市ホームページで公表する。
- (6) 選定委員会において、最優秀者として決定した者は、企画競争の実施の結果、
最適者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの
完了までは契約関係が生じるものではない。
- (7) 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。